動物愛護啓発用パネル貸出規程

制定: 平成 28 年 1 月 8 日付第 201500148684 号 くらしの安心推進課長通知

1 趣旨

この規程は、動物愛護精神の普及啓発を目的として、県民等に対する動物愛護啓発用パネルを貸出しする場合の取扱について必要な事項を定める。

2 貸出対象

貸出を行う対象物品は、県が作成した動物愛護啓発用パネル(以下「パネル」という。)とする。

3 貸出申請等

- (1) パネルの貸出を希望する者(以下、「申請者」という。)は、「動物愛護啓発用パネル借用申請書(別紙様式)」を郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールにより、くらしの安心推進課長に提出する。
- (2) 申請を受けたくらしの安心推進課長は、申請書に記載された使用目的を確認し、貸出が適当と認められる場合は、パネルの貸出を承認し、申請者に貸し出す。

4 貸出期間

申請者は、申請した借用期間終了後、直ちに返却する。ただし、申請者から借用期間の延長の申し出があり、他の借用申請がない場合は貸出期間を延長することができる。

5 費用負担

パネルの貸出は無料とするが、パネルの運搬等は原則として申請者が行う。

附則

この規程は、平成28年1月8日から施行する。

動物愛護啓発用パネル借用申請書										
								年	月	日
鳥取県生活	環境部	くらしの)安心局	くらし	の安心丼	推進課長	様			
				住	所					
				氏	名					
				電	話					
動物愛護啓		ネル貸出	出規程に	基づき、	、次のと	ごおり動!	物愛護	啓発用/	パネルを	借用した
借用期間		年	月	日	から	年	J.		日まで	
展示期間		年	月	日	から	年	J.		日まで	
展示場所										
使用目的										
	□全/	パネル								
借用パネル										
	□ K1	□ K2	□ K3	□ K4	□ K5	□ K6	□ K7	□ K8	□ K9	□ K10
		\square 2	□ 3		□ 5	□ 6	□ 7	□ 8	□ 9	□ 10
		$\Box 12$	□ 13		□ 15	□ 16	$\Box 17$	□ 18	□ 19	$\square 20$
	$\square 21$	\square 22	□ 23	$\square 24$	□ 25	□ 26	□ 27	□ 28	□ 29	□ 30
事務手続欄										
貸出日			年	月	目					
返却日			年	月	日					
確認者										
返却時の状態	1	問題なし	2	汚れ	③ 破		分失	5	特記	
特記事項										